

平成26年第3回防府市議会臨時会会議録

○平成26年8月4日（月曜日）

○議事日程

平成26年8月4日（月曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 会期の決定
 - 4 市長行政報告（追加）
 - 5 議案第68号 工事請負契約の一部変更について
 - 6 議案第69号 工事請負契約の一部変更について
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（22名）

| | | | |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番 | 久 保 潤 爾 君 | 2 番 | 橋 本 龍 太 郎 君 |
| 3 番 | 木 村 一 彦 君 | 4 番 | 清 水 浩 司 君 |
| 5 番 | 藤 村 こ ず え 君 | 6 番 | 和 田 敏 明 君 |
| 8 番 | 田 中 敏 靖 君 | 9 番 | 中 林 堅 造 君 |
| 10 番 | 三 原 昭 治 君 | 11 番 | 山 田 耕 治 君 |
| 13 番 | 高 砂 朋 子 君 | 14 番 | 山 本 久 江 君 |
| 16 番 | 吉 村 弘 之 君 | 17 番 | 上 田 和 夫 君 |
| 18 番 | 松 村 学 君 | 19 番 | 田 中 健 次 君 |
| 20 番 | 山 下 和 明 君 | 21 番 | 山 根 祐 二 君 |
| 22 番 | 安 藤 二 郎 君 | 23 番 | 河 杉 憲 二 君 |
| 24 番 | 今 津 誠 一 君 | 25 番 | 行 重 延 昭 君 |

○欠席議員（3名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 7 番 | 平 田 豊 民 君 | 12 番 | 重 川 恭 年 君 |
| 15 番 | 安 村 政 治 君 | | |

○説明のため出席した者

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|-------|-------|-------|------|-------|---|---|------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 市 | 長 | 松浦正人君 | 副 | 市 | 長 | 中村隆君 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 教 | 育 | 長 | 杉山一茂君 | 代表 | 監査委員 | 中村恭亮君 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 | 務 | 部 | 長 | 吉川祐司君 | 総 | 務 | 課 | 長 | 林慎一君 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総 | 合 | 政 | 策 | 部 | 長 | 持溝秀昭君 | 生 | 活 | 環 | 境 | 部 | 長 | 福 | 谷 | 眞 | 人 | 君 | | | | | | | |
| 健 | 康 | 福 | 祉 | 部 | 長 | 藤津典久君 | 産 | 業 | 振 | 興 | 部 | 長 | 山 | 本 | 一 | 之 | 君 | | | | | | | |
| 産 | 業 | 振 | 興 | 部 | 理 | 事 | 熊 | 谷 | 俊 | 二 | 君 | 土 | 木 | 都 | 市 | 建 | 設 | 部 | 長 | 金 | 子 | 俊 | 文 | 君 |
| 入 | 札 | 検 | 査 | 室 | 長 | 金 | 谷 | 正 | 人 | 君 | 会 | 計 | 管 | 理 | 者 | 桑 | 原 | 洋 | 一 | 君 | | | | |
| 農 | 業 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 末 | 岡 | 靖 | 君 | 監 | 査 | 委 | 員 | 事 | 務 | 局 | 長 | 藤 | 本 | 豊 | 君 |
| 選 | 挙 | 管 | 理 | 委 | 員 | 会 | 事 | 務 | 局 | 長 | 福 | 田 | 直 | 之 | 君 | 消 | 防 | 長 | 牛 | 丸 | 正 | 美 | 君 | |
| 教 | 育 | 部 | 長 | 原 | 田 | 知 | 昭 | 君 | 上 | 下 | 水 | 道 | 局 | 次 | 長 | 大 | 田 | 隆 | 康 | 君 | | | | |

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

午前10時 開会

○議長（行重 延昭君） おはようございます。ただいまから、平成26年第3回防府市議会臨時会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出のありました議員は、平田議員、重川議員、安村議員であります。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。

3番、木村議員、4番、清水議員、御両名にお願い申し上げます。

会期の決定

○議長（行重 延昭君） 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、今期臨時会の会期は、本

日1日限りと決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思っておりますので、よろしく御協力のほど、お願い申し上げます。

ここで、市長より大平山ロープウェイの運行の休止について、行政報告を行いたい旨の申し出があります。この際、市長行政報告を日程に追加することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、市長行政報告を日程に追加することに決定しました。

市長行政報告（追加）

○議長（行重 延昭君） それでは、これより市長の行政報告を受けます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 大平山ロープウェイの運行の休止について御報告申し上げます。

大平山ロープウェイは、昭和34年3月の営業開始以来、230万人を超える人々に利用されている施設であり、開設から55年を経過しておりますことから、防府市大平山索道施設整備規程等で定める定期点検の基準以上の頻度で設備等の点検・検査等を実施するなど、施設設備を健全に維持し、安全性を確保してまいったところでございます。

こうした中、本年7月15日から同月31日までの間、設備点検のために運行を休止し、支索等の設備の点検を実施いたしました結果、支索として使用しております直径50ミリのロックドコイルロープについて、受索装置と接触して摩擦が生じる部分において、整備規程に定める摩耗限度を超える摩耗が認められましたので、利用者の安全を最優先に考え、8月1日からも引き続き運行を休止することといたしました。

点検を依頼した事業者から7月31日に提出された調査報告書では、新品の直径が50ミリメートルであるロックドコイルロープについて、最も摩耗の大きい箇所では直径が1.24ミリメートル減少しており、整備規程で定める摩耗限度である0.65ミリメートルよりも0.59ミリメートル摩耗が進んでいることが判明いたしました。

大平山ロープウェイは、観光施設としてのみならず、市民の愛郷心の醸成等に深くかかわる重要な施設でありますことから、速やかに施設の現状を精査し、今後の施設整備の方向性について有識者等にも参画していただき、検討してまいりたいと考えております。

大平山山頂公園を御利用の皆様には、当分の間、大変御不便をおかけすることとなりますが、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ただいまの市長行政報告に対する質疑がございましたら、お願いをいたします。19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 大平山索道事業については以前からいろいろ議論がありまして、3カ年ごとに検証するという形のものが、その経営状況について検証するというものがありまして、ことしの1月に24年度までの3カ年の経営改革について検証した報告書が議会のほうに、所管事務調査だったと思いますが、されております。

で、その際に、それに附属する資料という形で出されております大平山索道の長期整備計画案というような、A3の資料をその際に附属の資料という形でいただいておりますが、これによりますと、支索の交換というものはもともと平成28年度に予定をされておった、長期計画では予定をするという形で、そのときに6,500万円、平成28年度にかかるだろうという形で当初から予定をされておるようなものですから、かなり交換時期が近くなっているということはわかるわけですが、ただ、検査によって運行が中止をされなければならないような段階にまで進んでいるということになると、これは通常に運休をしないで、それでも平成28年には交換をするというのが当初の予定でありました。

それで、この平成26年度には620万円かけて支索の検査をすると、これだけ今年度予算がついておるのか予算のほうと見比べておりませんのでわかりませんが、ことしの1月に出したものでは620万円支索の検査でお金をかけると、あと、大体2年ごとに簡易な検査をするということで、87万円ぐらいの予算をかけてずっと、平成24年度にも行いましたし、そういう形でずっと2年ごとに90万円前後お金をかけて検査をするということでもあります。

それで、まずお聞きをしたいのが、そういった簡易な検査は平成24年度にしておるわけですが、これではそのときのそういう減耗は発見されなかったのか、一気にこの2年ぐらいでそういった減耗が危機的のところまで進んできたのか、この辺について確認の意味でお聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それではお答えします。

全般的な検査の、今やっている方法について御説明をまずしたいと思います。

法定では、1年に一遍200メートルごとに検査をなさいと。それと、いわゆる支柱が立っている前後にやりなさいというのがあります。で、防府市では1年に1回、国の基準では200メートルですけど、100メートルごとに検査をしています。それと、支柱の前後ですね。そういった検査に加えまして、これは市のほうでやっているんですけど、油を塗る、給油する作業のときにも、やはり3カ月に1回ぐらいは断線とか、その辺の目

視の検査もやっております。

こういった検査をしておりますけど、このたびはいわゆる支柱の上の部分に乗ってるメインロープ、その部分についてはいわゆる受けがありますから、ロープを持ち上げなくては検査ができません。いわゆる直径を測るとか断線があるとか。そういったことをこれまで一切検査をしたことがありませんでしたので、この部分は摩擦が起こりやすい部分であるので検査を試みようということで、このたび初めてその部分の検査をして、いわゆる直径を測って摩耗が発見されたという次第です。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） この資料によると、現状という形で支索、今問題になっておる支索について、摩耗の現状が0.44ミリメートルだというふうにこの資料には記載がしてあるわけです。で、最近の検査の実施年度が平成19年というふうに書いてありますが、ちょっとそれがよくわからないんですが、それで、0.44ミリメートルというようなのは簡易な検査で、今回は本格的な検査をして、初めて簡易な検査では見逃しておた、そういった摩耗が見つかったと、こういうことになるわけですかね。そうすると、非常に今までの検査の仕方そのものが不十分ではないかという気にもなるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 検査は当然毎年やるんですけど、東京索道というのがこの施設をつくったところなんです。そこに、毎年うちの2年に1回は、いわゆるテスターという機械を使いまして全線テスターを流すわけです。そしたら、いわゆる直径もわかるし、断線があるかないかもわかります。それを毎年、2年に一遍やっておりますけど、ただ、先ほども言いましたように支柱の上のこの受けの部分ですか、その部分だけはやってないんです。だから、ここだけをこのたび追加でやりました。その結果、その部分について基準を超えるような摩耗が発見されたということでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） わかりました。とにかく今までの検査の仕方では漏れていたところが新しくやった検査でわかって、運転を休止しなければならないという状況にあったということは、これまでの検査のあり方というものがやっぱり不十分であったと言わざるを得ないと思いますので、そのことを指摘しときます。

それで、今、市長の行政報告の中で、今後の施設整備の方向性について検討していくと

いうことで、当然このロープを交換するだとか、そういうことになれば予算措置が必要になってくるわけですが、今これを交換をして再び運転するためにはどの程度の予算が必要になるのか、その辺について御回答願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） メーンロープの交換をするには、ロープそのものの製作に1年以上の時間がかかります。さらにそれを取りつけるといいますか、鉄柱に取りつける作業を入れれば2年ぐらいかかります。費用については1億円ぐらいの費用が必要になると見込んでおります。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 田中健次議員。

○19番（田中 健次君） よくわかりませんが、ことしの1月に出された長期整備計画では支索を交換すると、交換するというのは新しくつくったものと交換するんだろうとっておったんですが、これについては6,500万円というような数字が書いてありますが、今のこの整備計画案というのに書いてある6,500万円と1億円と、若干金額が違うと思うんですが、この辺はどういうことでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） その辺、計画の段階では少し安く見ていたかもわかりませんが、今回の事態が起きまして、そのあたり索道のほうとも話をしました結果、約1億円ぐらいの費用が必要だろうということで見込みました。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） それでは、今後の検討の方向性についてお伺いしますが、市長の行政報告の中で、今後の施設整備の方向性について有識者等にも参画していただき検討してまいりたいということは、これ、何らかの審議会というのか、そういったものを立ち上げるということになるんだろうと思うんですが、この辺について、現時点でどういふふうを考えておるのか、お示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 支索、メーンロープの交換、あるいはもともと老朽化が激しい施設ですので、全面的なリニューアルもということも検討しておりました。そのあたりを含めて、今後どういった形で整備をするのかということにつきまして、市だけではなくて外部の方の意見も聞きながら、どういった形の、協議会になるかわかりませんが、そういった会議での意見を聞きながら、議会のほうとも相談しながら、じっくり慎重

に協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。18番、松村議員。

○18番（松村 学君） 今、田中健次議員のほうからも質問がございましたけども、先ほども方向性を有識者も入れて検討していくということでございました。慎重にやらなければいけないと思っておりますが、特に、この平成28年度から長期整備計画案を見る限り、28年度でもう8,900万円、まともに整備をする、今回このようなことがなくても8,000万円、29年度で7,000万円、30年度で5,000万円、そして31年度で6,000万円、35年度で何と原動装置制御装置更新、これに係る費用は2億1,000万円以上かかると、多額の費用がかかると、7億円以上のお金が今からかかってくるわけです、平成40年までに。

ですから、まさに今がほんとに今後のこの大平山のロープウェイのあり方について、まさに議論するときであるというふうに思います。ですから、ここはやはり市民の皆さんに広く参加していただいて、検討委員会、協議会も索道検討協議会も今までやっていましたけど、それ以外にも、やっぱり市民の皆さんの声を拾って、ほんとにロープウェイが必要なのか、存続しなければいけないのか。それとももう既に道路がついておるので、山頂公園をもっと、市長も公約されましたけども、充実してもっといいものによりいいものにしていく、より市民が楽しめる山頂公園にしていくことがベストなのか、それともロープウェイを存続していくことがベストなのかというような議論を市民の中でやっていかななくてはならないのではないかと。

というのが、やはり財源が、多額の費用がこれからかかるということなんです。この28年度から。だから、そういった意味でも、そういった議論を当局でもしっかり準備してやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） おっしゃるとおり、財源の問題もありますので、その辺も踏まえて慎重に議論をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 松村議員。

○18番（松村 学君） わかりました。これにつきましては、議会でもいろいろ議論になりました。市長さんのほうも、思いが、存続させたいというような思いもあるのも知っております。ですから、とにかく慎重を期して、この1年間、この1年間がまさに28年度からお金がまたかかってくるわけですね。だから、この1年でしっかり議論し

ていただきたいと、強く要望しておきます。よろしくお願いいたします。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

それでは、以上で質疑を終結して、市長の行政報告を終わります。

議案第68号工事請負契約の一部変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第68号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第68号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、平成22年6月の市議会定例会で議決を得て契約を締結し、施工しております防府市クリーンセンター整備工事の請負契約の一部変更について、お諮りするものでございます。

内容につきましては、防府市クリーンセンター旧施設の解体に当たり、旧施設の土地が土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」に指定されたことに伴い、旧施設の地下構造物を撤去する際に、土壤に含まれる有害物質が拡散しないようにするための追加工事が必要となり、及びこの工事に相当の期間を要し、経費が増額となるため、当初の設計を変更し変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） この契約変更で約8,000万円の追加工事になるわけで、かなり契約としては大きな契約変更になるわけですが、この工事の対象面積、それから主な工事費の内訳、何にどのぐらいかかるのか、それをちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 御回答させていただきます。

対象となります面積でございますが、旧焼却場及び破碎場の敷地でございますが、約1万500平方メートルが対象区域となります。そして、7,800万円という金額の主なものにつきましては、この工事につきまして大体1,400枚を予定しておりますが、鋼矢板——鋼板でできました矢板のことでございますが、これを用意いたしまして、区域を囲うように鋼矢板を打ち込んでいくと、そういった工事が主なものでございます。それに基づきまして、工事が終わりましたらその矢板を抜くという作業が入ってまいります。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 3番、木村議員。

○3番（木村 一彦君） 土壤汚染を改良するというか、土壤汚染をなくするというところで土の入れ替えとか、そういうことは工事の中にあるんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 今回の土壤汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」というものにつきましては、土壤の有害物質の除去とか新しく土を入れ替えるとか、そういったことについては指定といいますか、指示はされませんので、あくまでもそこにある有害物質といいますか、物質を含んだ土地を今後ずっと適切に管理をしていくと、そういった法律上の趣旨になりますので、そのように行う予定にしております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 今、木村議員とのやりとりでありましたように、この土壤汚染対策法は平成22年の4月1日に改正法が施行されました。そして、この改正の中で「要措置区域」と、それから「形質変更時要届出区域」、現在この議案参考資料4ページに一部変更の概要というところで「形質変更時要届出区域」という言葉が出てまいりますが、この「要措置区域」と「形質変更時要届出区域」というものが、この平成22年4月1日施行の改正によりまして、こういう制度が盛り込まれたと。

この「要措置区域」というのは、盛り土をしたり、封じ込め等の対策が必要な区域と。それから「形質変更時要届出区域」というのは、土地の形質変更時に届け出が必要な区域という形で、健康に及ぼす被害がないものについてこういうことになるようではありますが、ただ、確認をしなければならないのは、汚染物質として規定されておりますものの中の鉛とフッ素が出てきたということで、これは6月議会で質疑の中でそういうことが明らかになりました。

それで、この「要措置区域」の指定基準になる、あるいは「形質変更時要届出区域」になるかもしれないわけですが、その汚染状態に関する基準、鉛とフッ素について、これは土壤から出てくる水、土壤と水を混ぜるといのか浸すといのか、その中で出てくる、土壤から溶け出てくる水の中に含まれている鉛やフッ素の量を、これを検査をいたしますし、それから土壤そのものの中に含まれております鉛やフッ素の含有量、こういった2つの検査をするわけですが、土壤溶出量については、1リットル当たり鉛であると0.01ミリグラム、フッ素であると0.8ミリグラム、鉛が0.01ミリグラム、フッ素が0.8ミリグラム、それから土壤の中に含まれてる含有量は土壤1キログラム当たりに対して鉛が150ミリグラム、それからフッ素が4,000ミリグラムというようなのが基

準であります。防府市のこのクリーンセンターの場合、この検査の数字、検査の結果についてはどういう値が出ておるのか、これについて御回答願います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） お答えいたします。

今、議員より御指摘のありましたように鉛とフッ素につきまして、土壌溶出量といまして、水に溶かした場合の1リットル当たりの基準値でございますが、鉛につきましては、今議員申されましたように0.01ミリグラムの基準のところは0.012ミリグラム出ております。そして、フッ素につきましては0.8ミリグラムの基準のところは6.1ミリグラムという数値が出ております。また、土壌の含有量、土地、土そのものに含まれる物質の量でございますが、1キログラム当たりでございますが、鉛につきましては、基準が150ミリグラムのところが60ミリグラム、また、フッ素につきましては、4,000ミリグラムの基準のところは460ミリグラムという数値の検査結果となっております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） 土壌から溶出する、水に溶けて出てくるものは基準を超えているけれども、土壌そのものに含まれている量は基準以下であるということになると思います。基準を超えているのは非常に心配なわけですが、この今の土壌汚染対策法の考え方だと、それが健康被害が生ずるおそれがなければ、そういう形で適切に管理するという考え方に今なっております。

で、その管理する考え方として、地下水を経由した摂取によるリスクの観点から判断すると。つまり、地下水を利用する人がおれば、それがそういう形で口から入っていくということでリスクになると。こういった地下水を経由した摂取によるリスクの観点からの評価をいかにしてるのか。

それから、土壌を今の場合、あと、場所からいうとアスファルトで舗装する形になると思いますので、そうなれば土壌を直接摂取するということはないとは思いますが、土壌を直接摂取するリスクの観点、この辺についてはどういうふうに評価というのか、考えられたのか、この辺についてお示し願いたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 健康被害に関する点でございますが、地下水を経由しての摂取によるリスクにつきましては、これ平成24年度に土地の土壌の調査を行ったわけでございますが、その際、山口県環境保健所との協議の上、この点について詳しく調査

をしております。

で、基本的にはこのクリーンセンターを中心とした影響範囲の中での飲料用の井戸が使われているかどうかという点について詳しく調査をいたしまして、この影響範囲以上の分、余裕を持ちまして、かなり広範囲な調査を行った結果、飲料用に利用している井戸はないということに調査の結果なりまして、環境保健所の承認をいただいております。

その点から見て、地下水等の経路による摂取のリスクはないというふうに判断をいただいております。また、土壌と直接摂取することによるリスクでございますが、これにつきましても、今回表層分、ほんと土の表層部分にだけ有害物質が発生しておりますが、これにつきましても工事中は当然気をつけて工事をするわけでございますが、工事終了後もそのままの状態です。駐車場として整備いたしますので、アスファルト舗装をいたしまして、人体といたしまして、人が直接接するということにはございませんし、例えば風とかで飛散するというおそれもないということで、こういう工事方法を許可いただいております。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） 19番、田中健次議員。

○19番（田中 健次君） そういう形で、少し高い数字は出るけれども地下水を経由した摂取、あるいは土壌を直接摂取するというリスクがないという形で、この「形質変更時要届出区域」という形で、それに必要な工事をするということで理解をしましたが、確認のためにお聞きしますが、この土壌汚染対策法では土壌の搬出、運搬ということについてまたこれ厳しい規制がされておりますが、今回のこの工事に関して、土壌の搬出というものがあのかないのか、その点だけ確認をしておきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○生活環境部長（福谷 真人君） 工事中におきます土の外部への搬出でございますが、これは厳しく規制されるものでございますので、今回、鋼矢板を周囲に全部打ちまして、外部とは完全に遮断した形での工事現場にする予定にしております。そしてその中で、この範囲の中で表層部の土を工事中は完全に管理いたしまして、他の土と混ざらないような保存状態にいたします。で、工事が終了後、それをまたもとの状態に戻して、上からアスファルトで完全な密閉状態にするという工事方法をとるようにしておりますので、外部への搬出は全くございません。

以上でございます。

○議長（行重 延昭君） ほかにありませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案について、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第68号については、原案のとおり可決されました。

議案第69号工事請負契約の一部変更について

○議長（行重 延昭君） 議案第69号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第69号工事請負契約の一部変更について御説明申し上げます。

本案は、平成25年9月の市議会定例会で議決を得て契約を締結し、施工をしております本町団地建設（建築主体）工事の請負契約の一部変更について、お諮りするものでございます。

内容につきましては、公共工事設計労務単価の上昇に伴う、いわゆる「インフレスライド条項」の適用による労務単価などの見直し及び工事場所における埋蔵文化財の発掘調査に伴う工期の延長のため、当初の設計を変更し、変更契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 質疑を終結してお諮りいたします。

本案については、委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 討論を終結してお諮りいたします。

本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（行重 延昭君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第69号については、原案のとおり可決されました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、今期臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。これをもちまして、平成26年第3回防府市議会臨時会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成26年8月4日

防府市議会議長 行 重 延 昭

防府市議会議員 木 村 一 彦

防府市議会議員 清 水 浩 司